



福島第一原発事故後の記者会見で頭を下げる東京電力の
武藤栄(右) 2011年3月、東電本店(敬称略)

砂上の樓閣

原発と地震

⑦

2007年12月5日、東京電力で地震や津波の関係を担当する高尾誠は同社柏崎刈羽原発で記者会見に臨んだ。原発に被害が及んだ7月の新潟県中越沖地震(マグニチュード6・8)を起した海底活断層の存在を、東電は03年に知っていたが、経済産業省原子力安全上の問題はなかった。東電の説明は信頼されなかつた。翌日の地元紙・新潟日報は「東電・国公表せず」「また隠べい体質露役回りだった。

安全・保安院(現原子力規制委員会)に報告するだけで公表していなかった。高尾は地元にこれを説明する役回りだった。

安全上の問題はなかった。東電の説明は信頼されなかつた。翌日の地元紙・新潟日報は「東電・国公表せず」「また隠べい体質露役回りだった」。

呈との見出しを掲げた。地震後、「秘密」の公表に動いたのは東電の現場組とされる。高尾はその一人で、非常に真面目な性格で知られていた。

東電福島第一原発事故を巡り業務上過失致死傷罪に問われた元会長・勝俣恒久の裁判で証人となつた高尾は18年4月、この記者会見について聞かれてこう答えた。「(秘密にせず)速やかに公表することが必要との教訓が得られた」

高尾たちが福島第一の津波に対する想定を見直すには、柏崎刈羽原発で記者会見する前月の07年11月。06年9月改定の耐震指針に基づく安全性確認「バックチェック」の結果を保安院に報告する必要があつたためだ。新指針では津波対策が初めて明文化されていた。

津波の想定を高くすることは海拔5~6㍍と低かった。これは、大津波が繰り返した。法的な枠組みの外側で行うとはいえ、バックチェックの審査に合格しなければ、福島は危険が少ないとした。福島第一は運転できなくなる。本当に致命的な数字

福島第1原発事故への経過	
2006年9月19日	▶ 原子力安全委員会が耐震指針を改定
20日	▶ 原子力安全・保安院が改定指針でのチェックを東京電力などに指示
07年7月16日	▶ 新潟県中越沖地震
11月	▶ 東電が福島第1原発の津波想定見直し着手
12月5日	▶ 柏崎刈羽原発沖の海底活断層について東電が記者会見
08年3月18日	▶ 福島第一で津波最大高さ15.7㍍との計算結果が報告
4月18日	▶ 津波を防ぐ壁は高さ約20㍍と追加報告
7月31日	▶ 東電の武藤栄が長期評価の検証を実施するよう指示
11年3月7日	▶ 東電の高尾誠らが保安院に津波想定の現状を報告
11日	▶ 東日本大震災、福島第1原発事故

(敬称略)

理由を原電の担当者に説明した。「後で(当然するべきことをしない)不作為であつたと批判される」

忘れられた教訓

08年3月18日、津波の想定高さを計算させていた子会社「東電設計」が結果を報告した。福島第一の津波は最大高さ15・7㍍。4基の原子炉建屋が並ぶ海抜10㍍の敷地が水没し、電気設備が駄目になつて原子炉に冷却水を送れなくなつた。これは、福島第一の津波高さ想定が福島第一は運転できなくなる。本当に致命的な数字

ではない。前年の地震で柏崎刈羽は停止中。福島まで運転できなくなつたら大打撃だ。吉田たちは6月10日と7月31日、原子力・立地本部副本部長で常務の武藤栄に報告し、判断を仰いだ。津波対策が運転優先か。武藤も決断した。長期評価の信頼性を土木学会に検証してもらひ、津波対策はその結果を得つ。つまりは先延ばしだ。柏崎の教訓は忘れられない。15・7㍍の計算結果は「秘密」になった。

運転優先、対策は後回し

津波の想定を高くすることは海拔5~6㍍と低かった。これは、大津波が繰り返した。法的な枠組みの外側で行うとはいえ、バックチェックの結果を保安院に報告する必要があつたためだ。新指針では津波対策が初めて明文化されていた。

長期評価を軽視

最大の懸案は政府の地震調査委員会が02年、大津波が福島県沿岸を襲う危険性を指摘した「長期評価」の評価を無視したバックチェックが許されるはずがな

いだ。東北太平洋岸は東京大名譽教授の阿部勝也、日本原電、日本原子力委員会で審査される。委員長は平安時代の869年に起きた貞観地震では、福島にも高尾は40分に及んで抵抗しかつて免れていた。

保安院に報告したバックチェックの結果は有識者委員会で審査される。委員長は酒井俊朗、部下の金戸高尾は40分に及んで抵抗しかつて免れていた。東電設計は1カ月後、追加で報告した。壁で津波を防ぐには、海抜19㍍以上の高さが必要。10㍍の敷地上に高さが必要。10㍍の敷地上に高さ10㍍近い壁を造らねばならない。これ以上、現場で抱え込んでいる「秘密」にしては危ない。大津波が及んだ可能性が研究で明らかになりつつあった。これを踏まえて地震調査委員会は11年春に長期評価を改定しようとしていた。原藤に報告したが、返信はな

く。高尾はすぐにメールで武藤に報告したが、返信はな

く。高尾はすぐにメールで武藤に報告したが、返信はな

く。高尾はすぐにメールで武藤に報告したが、返信はな

北陸電力志賀原発2号機の運転差し止め訴訟で、勝訴を喜ぶ原告ら。判決は政府に衝撃を与えた=2006年3月、金沢地裁



砂上の櫻閣

原発と地震

⑥

2006年3月24日前志賀原発2号機の運転差し止めが認められた。判決は力規制委員会の院長・広瀬研吉は、記者に知らせた。住民が金沢地裁に北陸電力を訴えた訴訟の判決があり、指針を否定したに等しい。

2006年3月すぎ。経済産業省原子力安全・保安院原子力安全部委員会と統合し、現原子力規制委員会の院長・広瀬研吉は、記者に知らせた。住民が金沢地裁に北陸電力を訴えた訴訟の判決があり、指針を否定したに等しい。

北陸電だけではなく審査した保安院や安全委の「負け」とも言えた。広瀬は詰め掛けた記者たちに「今はコメントできません」と絞り出すように言った。

取材に応じたのは安全委事務局長の片山正一郎。「指針に基づき妥当」と判断しており、安全審査に問題はないかった」。だが現実には、指針は「裸の王様」も同然だった。

原発指針改定と裁判を巡る経過

1978年	原発の耐震指針策定
95年	阪神大震災
2001年7月	原子力安全委員会が耐震指針検討分科会を開始
06年3月17日	原発指針改定に当たって表したい事項」をまとめる
24日	金沢地裁で北陸電力の運転差し止め判決
4月	保安院公務室長らが要請文書提出。され
9月	保安院長が安全委員長に指針改定で要請
19日	耐震指針改定

たのはA4判両面刷りの要請文書。安全委側は総務課長の加藤孝男、審査指針課長の水間英城が対応した。

新指針で古い原発をチェックすれば地震や津波対策の改造が必要となるかもしれない。そのため、改修工事はあくまで安全性のさへなる向上を図るもので、電力会社の担当者からじかに説明を受けることもある。

現状でも問題はないと表明してほしい。さもないと政権は裁判で負け、原発は止められる。「安全委の見解、責任者が厳しく追及される」

楳木は振り返る。「行政

たのはA4判両面刷りの要請文書。安全委側は総務課長の加藤孝男、審査指針課長の水間英城が対応した。

新指針で古い原発をチェックすれば地震や津波対策の改修が必要となるかもしれない。そのため、改修工事はあくまで安全性のさへなる向上を図るもので、電力会社の担当者からじかに説明を受けることもある。

現状でも問題はないと表明してほしい。さもないと政権は裁判で負け、原発は止められる。「安全委の見解、責任者が厳しく追及される」

楳木は振り返る。「行政

指針改定から30年近くたち、新指針でチェックするこ

とになる。問題はやり方だ

に新指針でチェックするこ

とになる。問題はやり方だ

に新指針でチェックするこ

とになる。問題はやり方だ

に新指針でチェックするこ

とになる。問題はやり方だ

に新指針でチェックするこ

とになる。問題はやり方だ

に新指針でチェックするこ

津波対策、先送りを許す

その後に得られた研究成果

審査課は06年3月17日、安

全委への要請文書「改定に

いたり見合のうど」

指針改定を前にした9月

島第1原発の津波想定高さ

や知識を反映できていな

い。判決に指摘されるまで

もなく、手直しは必至。安

全委は01年7月に耐震指針

検討分科会を設置して以

て、武黒一郎も知人だった。

審査課は06年3月17日、安

全委への要請文書「改定に

いたり見合のうど」

指針改定を前にした9月

島第1原発の津波想定高さ

や知識を反映できていな

い。判決に指摘されるまで

もなく、手直しは必至。安

全委は01年7月に耐震指針

検討分科会を設置して以

て、武黒一郎も知人だった。

津波対策、先送りを許す

保険院の原子力発電安全

全性が問題となるとは考え

任が厳しく追及される

楳木は振り返る。「行政

がどうなるかといった、検

討状況の説明だった。検

新指針は耐震性強化を狙った。新規制改定への協力を求める旨、早期の指針改定への協力を新たに明記した。適用対象は新設原発だが、古い既存原発も安全だと示すため

41回目となる分科会の冒頭、委員長の松浦祥次郎は、安全委員事務局の一角で4人が

東京電力の建築グルー

保険院で行政訴訟を担当する証言室長の榎木俊秀と証言室長の鶴園孝夫が持參し

「まずはチェックしてみ

て、津波対策を大幅に先送りすることになる。電力各社に求めることになる、新指針に照

新指針は耐震性強化を狙った。新規制改定への協力を求める旨、早期の指針改定への協力を新たに明記した。適用対象は新設原発だが、古い既存原発も安全だと示すため

41回目となる分科会の冒頭、委員長の松浦祥次郎は、安全委員事務局の一角で4人が

東京電力の建築グルー

保険院で行政訴訟を担当する証言室長の榎木俊秀と証言室長の鶴園孝夫が持參し

「まずはチェックしてみ

て、津波対策を大幅に先送りすることになる。電力各社に求めることになる、新指針に照

新指針は耐震性強化を狙った。新規制改定への協力を求める旨、早期の指針改定への協力を新たに明記した。適用対象は新設原発だが、古い既存原発も安全だと示すため

41回目となる分科会の冒頭、委員長の松浦祥次郎は、安全委員事務局の一角で4人が

東京電力の建築グルー

保険院で行政訴訟を担当する証言室長の榎木俊秀と証言室長の鶴園孝夫が持參し

「まずはチェックしてみ

て、津波対策を大幅に先送りすることになる。電力各社に求めることになる、新指針に照



資源エネルギー庁の原子力発電安全企画審査課長を務めた本部和彦

原子力安全委員長を務めた佐藤一男

「指針は簡単に変えられないものじゃない。だから、阪神大震災後の改定は見送ったんでしょう」

1995年の大震災から2006年の原発耐震指針改定までは約10年を要しました。98年から2年間、原子力安全委員会(現原子力規制委員会)の委員長を務めた佐藤一男は80代半ばと高齢で、当時の記憶は鮮明ではないが、力強く語った。

指針とは、安全とは何か。論理を固める必要がある。「思い付いたところだけ直してもだめだ」

日本原子力研究開発機構(現日本原子力研究開発機構)出身の佐藤は、米スリーマイルアイランド原発事故(79年)を受け、内々の検査も手掛けた安全研究の第1人者。

年や旧ソ連・ Chernobyl イリ原発事故(86年)の調査も手掛けた安全研究の第1人者。

ジャーナリストの添田孝史が公文書開示で得た電気事業連合会作成とみられる04年の文書によれば、指針改定にかじか切られたのは98年8月。東北電力東通原発1号機、中部電力浜岡原発5号機の建設を巡り寄せられた一般の声が契機だった。

原発と地震

⑤

リスクへの覚悟
討を始めた。

「想定超え」対応に穴



経産省原子力安全・保安院など担当した高島賢二

本部は Chernobyl 原発事故後、国際原子力機関(IAEA)へ派遣された際に佐藤と知り合った。「大きな認識の違いはなかった」と話す本部。佐藤とは、部分的な見直しではなく「哲学」に基づいた全面的な見直しが必要だと合意した。

先の電事連文書もこう記している。「(安全委は)哲学が重要で、検討期間はこだわらない」

「哲学」とは何だったの

本部は、佐藤は通産省(現経済産業省)資源エネルギー庁に協力を依頼。エネ庁は電事連のバックアップを受け、内々の検査をサポートする財團法人「原子力発電技術機構」が務めた。

会合は機構の会議室などで行われ、機構の平野光将も事務局として出席した。通産の本部と統括安全審査をサポートする財團法人「原子力発電技術機構」が主張したのは、S2を超えるかを覚悟しておく必要がある。

確率論根付かず

本部が主張したのは、S2を超える揺れを想定するが、発生しやすさ(頻度)に応じて対策を講じるといふ考え方だ。

電力会社は、指針に明記されていない対策を積極的に実行しようとはしない。高島は明かす。「火山の火

禍根残した耐震指針改定

指針改定を進めなければ、「課長になつてすぐに、佐藤委員長にお話しに行きました。電力会社抜きです」

本部は仰天した。急いで指針改定を進めなければ、か。佐藤は言う。災害リスクを考えればきりがないし、なくせない。原子力工場を利用する上で、エネルギーを利用する上で、

耐震指針の改定を巡る経過(敬称略)	
1978年	原発の耐震指針策定
95年	阪神大震災
98年4月	佐藤一男が原子力安全委員長に就任
8月	安全委が指針改定に向けた検討を開始
99年	安全委・佐藤と資源エネルギー庁・本部和彦が「哲学」を重視した指針改定で合意
2000年1月	改定に向けた非公式会合開始
01年1月	経済産業省原子力安全・保安院発定
7月	安全委の耐震指針検討分科会開始
06年	耐震指針改定

當時の指針は「設計用限界地震」による揺れ「基準地震動(S2)」に耐えられることを原発に求めていた。「実際には起り得ないような大地震なので、原発の耐震安全性に問題はない」などと説明されていた。

だが、想定以上の地震が起きる可能性はゼロではない。佐藤委員長から言われば、「想定以上の地震が起きる可能性はゼロではないよ」、従来手法の改良版として06年に改定される。

津波対策の明記

II

たが、この2人は、「哲学」を巡り意見が大きく異なっていた。従来の審査手法を洗練させるべきだとし法を洗練させるべきだとし、た高島に対し、本部は米国などで始まっていた新たな手法を導入しようと考へていた。対立は先鋭化し、会合は迷走する。01年3月の9回目で非公式検討会は終わり、7月に安全委が始められた。

「耐震性に大きな余裕をも持たせているので、S2を超える地震でも壊れはしない。基準超えだけを問題に取っておくわけだ。」「耐震性に大きな余裕をも持たせることになりかねない」(本部)。実際に05年8月、東北電力女川原発でS2超えの地震が初観測されで大問題となる。

地元の不安を呼び、運転停止を招くため「S2超えの想定はタブーだった。科

技庁の一部を吸収合併して改定の指針の末尾にそんな短い文章が追加された。これは「極めてまれだが発生する可能性があると想定す

砂上の楼閣

原発と地震

(4)

「高速道路が倒れていて心配だが、原発は大丈夫か」。原子力安全委員長の都甲泰正は、事務局を務める科学技術庁(現文部科学省)原子力安全調査室長の片山正一郎に問い合わせた。

マグニチュード(M)7・3だった阪神大震災の翌日、1995年1月18日だ。最大震度7の強い揺れが神戸市を直撃した。鉄筋コンクリートのビルが崩れ、阪神高速の橋脚が根本から折れ曲がった。テレビが映す被災地の姿と、直下地震を起こす活断層の不気味さに多くの人が恐怖を感じた。

60年代以降の原発建設ラッシュで、前年12月に運転を開始した四国電力伊方3号機で商用原発は計48基に上っていた。一方、活断層

は日本列島をくまなく走る。78年に策定された原発耐震指針の内容は20年近く見直されていない。その間

に進んだ活断層や地震の研究を反映させて改定する必要はないか。指針策定前に造られた原発は大丈夫か

。都甲の懸念はもつともなことだった。

ただ安全委の使命は、原発を造る電力会社の申請に対する、通産省(現経済産業省)資源エネルギー庁が指針策定前の古い原発の安全性確認を指示。10月伊方原発訴訟で最高裁判決、国側勝訴。93年北海道南西沖地震で大津波。工事場が津波への安全性確認を指示。95年1月17日阪神大震災(兵庫県南部地震)。

19日原子力安全委員会、耐震指針検討会設置決定。6月検討会が現地調査

9月29日検討会報告書と、古い原発の安全確認結果を安全委に報告



阪神大震災で倒壊した阪神高速道路神戸線
=1995年1月17日、神戸市東灘区深江南町

高速倒壊「大丈夫か」

阪神大震災で不 安高まる
高速倒壊「大丈夫か」

業省)資源エネルギー庁の神大震災より小さいM6・5しか想定していないと、首相の村山富市を追及し始めた。「現実のマグニチュードより低すぎた」(原発)。安全神話に立つたら無責任なことになる。村山はこれまでの考え方で、耐震指針の妥当性を確認する検討会の設置を決める」と言う。片山に、藤富は反対しなかった。

「安全審査のやり直しが必要だ」。社会党(現社民)の今村修も声を上げる。科技庁長官の田中真紀子は「(安全委で)指針類の妥当性について点検しております」。共産党の吉井英勝は、耐震指針は原発真下では阪

象厅による震度の他に、加速度や速度も用いる。震源に近い神戸海洋気象台(現神戸地方気象台)の揺れは水平方向に最大加速度8.1g。地盤の重力の加速度

阪神大震災で不 安高まる

震が関官僚は国会でのやりとりに敏感だ。科技庁の片山、エネ庁の藤富も例外ではなかつた。藤富は、「原発は大丈夫か」と社会も不安になる。専念してほいと片山室長から言われた」(小島)。1年も2年も費やせない。重要なのは、原発への不信を速やかに解消することだった。

「指針の妥当性が損なわれるかもしれないなら直ちに問題ない」と社会も不安になる。専念してほいと片山室長から言われた」(小島)。1年も2年も費やせない。重要なのは、原発への不信を速やかに解消することだった。

藤富は、審査の際に意見を聞く専門家「原子力発電法」など、原発で用いる地

95年1月17日阪神大震災(兵庫県南部地震)。19日原子力安全委員会、耐震指針検討会設置決定。6月検討会が現地調査

9月29日検討会報告書と、古い原発の安全確認結果を安全委に報告

た。だが震源から最も近い関西電力高浜原発(福井県)に原発があったら震災に耐えられたかどうかだった。当時は地震計も少なく観測記録は十分とは言えなかつたが、指針策定を主導した大崎順彦が「付録」として97年にまとめた「大崎の方針」など、原発で用いる地

技術顧問」に現地調査してもらひ、検討会を重ねた

はないとされた。

「スッと結論を出さない

た。

検討会の任務を小島はこ

う説明する。「もし、神戸に原発があつたら震災に耐

た。

工事場は大災害のたびに、電力業界に原発の安全性を確認してきた。指針策定前に造られた28基につけて安全性を点検(バック

チェック)させたのも、そ

の一つ。東京電力福島第1原発事故の国会事故調査委員会によれば92年5月に工

事場が電気事業連合会に指

示し、94年ごろ提出された。

大津波が起きた93年の北

海道南西沖地震の後も、津

波に対する安全性を点検さ

せてている。

藤富は片山に持ち掛けた。小島らの報告書と共に、28基の点検結果を安全委に報告したい。ごく簡単ではあるが安全性に問題はないとの内容だった。「何もし

ないで既存原発はOK

ではまずかった」(藤富)

指針も古い原発も安全性に問題なし。阪神大震災を受けた結論だったが、このままでは済まないと官僚たちは気付いていた。

「(大震災を踏まえて)これに安住することなく、引き続き努力していくことが

必要」。首相答弁を引用し、指針改定の可能性は否定しないという政治的判断だった。

バックチェック

砂上の櫻閣

原発と地震

(3)

1974年10月30日、外務省に隣接する科学技術庁（現文部科学省）で、原子力委員会の検討会が始まった。テーマは原発の耐震設計審査指針（耐震指針）。明文化された指針がないことは、前年に松山地裁で始まつた伊方原発訴訟で追及されるのだが、その批判を封じようとするかのように策定へ進み出していた。

直前の9月には原子力船

生。原子力への不信が募り、政府は信頼回復を迫られて分離して原子力安全委員会が発足し、ほぼ同時に耐震指針も決定されることになる。



原発審査の調査委員などを務めた東京大名誉教授の松田時彦



耐震指針策定に携わった小堀鐸二（小堀鐸二研究所提供）

まつた伊方原発訴訟で主査の大崎順彦や京都大教授の小堀鐸二ら工学者のほか、活断層と地震に詳しい質調査所主任研究官の垣見

通産省（現経済産業省）地

質調査所主任研究官の垣見

批判封じる耐震指針策定



旧通産省などで耐震関係の審査を担当した伊部幸美

兼ねる大崎らが中心となり、「ケース・バイ・ケー」スで判断していた。耐震設計の目安となる地震の揺れが小さすぎるなど、電力に修正されることもあった。

通産省での大野の後輩である伊部幸美によると、数十人いた審査官のうち、耐震担当は大野と伊部の2人。地盤学、地質学、土木

工業、建築学と広い知識が必要とされた。だが、大野は電気工学、伊部は石油や石炭などが専門だった。仕事をしながら覚えていくしかなかった。（伊部）

特に活断層と地震の関係が注目されるようになっており、専門家の意見を確かめながら審査を進めていた。

伊部によると、基準を策定すべきだと言い出したのは大野だった。大野ら政府側も加わり、審査を受ける電力会社側の設計指針ができたのが70年。その後、科技

院と通産省の協議などを経て、耐震指針策定への道が本格化していったという。

「誰が考えても指針がないのはおかしい。批判され

るし、対外的にも説明しづらい。審査の根拠がいる」（伊部）

消えた見直し

耐震設計検討会で配られた「1次案」と書かれた耐震指針案は、先行して検討

していなければ安全性に疑問を持たれる。

この影響なのか、検討会

から耐震設計小委員会に衣替えした後の75年10月20日

に示された指針の「解説（3

次案）」は、見直しの目安を「3~5年」と明記。しかし、この記述は最終的に姿を消す。先々の改定を約束するようなことを避けた通産省がまとめた可能性が高い。

耐震設計検討会で配られた「1次案」と書かれた耐震指針案は、先行して検討していなければ安全性に疑問を持たれる。

指針に照らしたチェック

既存施設への適用難問に

俊弘、東京大助教授の松田時彦ら10人。事務局には、通産省や科技庁で審査官を務めた高嶋進、大野徳衛らがいた。

審査根拠必要

大野の回顧録によれば、原子力委と通産省はそれぞれ原発設置を審査する有識者組織を置いていたが、効率化のため合同で審査する慣例だった。双方の委員を

耐震指針策定を巡る経緯	1956年1月	原子力委員会発足
	5月	総理府に科学技術庁設置
57年6月	原子炉等規制法公布	
64年5月	原子力委が原子炉立地審査指針	
70年4月	原子力委が安全設計審査指針	
74年9月1日	原子力船むつ放射線漏れ事故	
10月30日	原子力委の耐震設計検討会が始まる	
78年9月29日	原子力委が耐震設計審査指針	
10月4日	原子力安全委員会が発足	
79年10月	「大崎の方法」がまとまる	

そつくりだった。議論の取りまとめて定評がある大崎が切り出す。「一応の案をお伺いを立てる」形で進みたので、これについて検討していくことしたい」

科技庁は通産省の影響が強い役所で、重要ポストの多くを占める通産OBの「吹きだまり」とすら言われた。原子力委の指針策定に影響が及ぶのも当然だつた。

この指針案に小堀が意見を述べた。伊部は「相当な余裕を見込んで造られていたので大丈夫だった」と話す。

高嶋は回顧録で「バックフィットを義務付けると逆に基準、指針類の制定が困難になる」と見送った理由を述べている。

伊部によれば、委員会は高嶋ら事務局が有識者に「お伺いを立てる」形で進めた大崎は不確実な細かい

伊部によれば、委員会は伊部によれば、委員会は伊部によれば、委員会は伊部によれば、委員会は

新規事務局が有識者に新規事務局が有識者に新規事務局が有識者に新規事務局が有識者に新規事務局が有識者に

砂上の櫻閣

原発と地震

(2)

1973年8月27日、四

核电力が建設を進める伊方

原発1号機(愛媛県)の原

子炉設置許可を取り消すよ

う、地元住民らが政府を相

手取って松山地裁に裁判を

起こした。

許可は前年の11月に出

た。四電の申請を審査して

きた原子力委員会の原子炉

安全専門審査会が「安全性

は十分確保」と、委員長で

科学技術庁(現文部科学省)

長官の中曾根康弘に報告。

これを受けて首相の田中角

栄が許可していた。

「許可処分には自信を持

っている。敗ることはな

い」。原子力委事務局だつ

た科技庁の原子力局次長、

伊原義徳は強気の談話を出

した。

原発の建設許可を巡り住

民と政府が初めて本格的に

争う裁判。住民側弁護団長

の藤田一良は密室で行われ

た国の大審院で明らかにすることを狙

っていた。

ジャーナリストの細見周

原発の建設許可を巡り住

民と政府が初めて本格的に

争う裁判。住民側弁護団長

の藤田一良は密室で行われ

た国の大審院で明らかにすることを狙

ていた。

ジャーナリストの細見周

原発の建設許可を巡り住

民と政府が初めて本格的に

争う裁判。住民側弁護団長

の藤田一良は密室で行われ

た国の大審院で明らかにすることを狙

っていた。

ジャーナリストの細見周

原発の建設許可を巡り住

民と政府が初めて本格的に

争う裁判。住民側弁護団長

の藤田一良は密室で行われ

た国の大審院で明らかにすることを狙

していた。

ジャーナリストの細見周

原発の建設許可を巡り住

民と政府が初めて本格的に

争う裁判。住民側弁護団長

